

<http://kibinokai.ciao.jp>

「メッセージ・21」

第87号(2010年12月)



井倉洞入り口の滝

写真-富田さん

「KHJ岡山きびの会へのご案内」

2010年度の年会費=10000円 会報の送付のみ(年間予約)=4000円
各月例会のみの参加費=1000円、ご入会・ご寄付は何時でも受け付けております。
郵便振込先 01380-6-77803 KHJ岡山きびの会
今年度の年会費はお早めに、振込み又は例会時をお願いします。

「KHJ岡山きびの会」連絡先 会長・川島・三(090-7541-5263) 〒
708-0821 津山市野介代526-30

KHJ電話相談室 花谷幸芳(080-1908-3861) 不在時あり

居場所・上之町ビル4階 岡山市北区表町一丁目4-64

火・11~16時、水・11~16時、金・11~16時、土・13~18時
曜日によって担当者が変わります。連絡時間など、詳しくは最終頁をご覧ください。

< 12月例会の日程 >

日 時 2010年12月12日(第2日曜日) 13時 ~ 17時
場 所 ゆうあいセンター(岡山市北区南方2丁目13-1) TEL (086-231-0532)
旧国立岡山病院・きらめきプラザ2F 研修室分室1
内 容 *「生活保護制度について」
中村謙治氏(備中県民局職員)
*ひきこもり相談会(役員による新会員へのオリエンテーション)
参加費 月例会のみの参加費 1000円

< 2011年1月例会の予告 >

日 時 2011年1月9日(第2日曜日) 13時 ~ 17時
場 所 ゆうあいセンター(岡山市北区南方2丁目13-1) TEL (086-231-0532)
旧国立岡山病院・きらめきプラザ2F 研修室分室1
内 容 *松田勝先生とひきこもり体験者・海面 敬さんのお話
「ひきこもりを考える」
*ひきこもり相談会(役員による新会員へのオリエンテーション)
参加費 月例会のみの参加費 1000円

2月・3月例会予定

2月例会は「“これまで”と“今”と“これから”～発信してみませんか!!」と題して
「情報センターふきのとう姫路」の櫛橋行雄先生のお話
3月例会は「NPO法人青少年交流・自立・支援センターCROSS」理事長・
「広島市引きこもり相談支援センター」業務責任者・斎藤圭子さんのお話

< KHJ岡山きびの会 役員会についての報告 >

「KHJ岡山きびの会」の定例役員会(原則第4日曜日・13時より・上之町ビル4F)が11月28日に開かれました。「第6回全代研・東京大会」の報告が行われ、「こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める請願書」の署名運動に賛同し、私たちも真剣に取り組むことを確認しました。そしていつものように、11月例会及び会報第86号の振り返り、12月例会の検討、その他に、会報「メッセージ・21」第87号の検討、10月までの今年度の会計の状況、居場所活動の状況などについて話し合いました。また、先月お願いいたしました「県民生活部男女共同参画青少年課」よりのアンケートの回収状況の確認を致しました(本人6、家族19)。まだの方は12月例会でも可能ですのでよろしくお願い申し上げます。

次の定例役員会は12月26日(日)13時より、上之町ビル4Fにて行いますので、ご意見などどしどしお寄せくださいますようお願い申し上げます。

11月例会報告（11月14日）

「成年後見制度について」

草野文雄氏（NPO法人岡山高齢者・障害者ネットワーク）

自己紹介

草野文雄ですよろしくお願いします。昭和46年に県庁に入りまして色々な仕事をしてきました。昭和60年ごろに福祉事務所に配属されました。この仕事はやりがいがあり興味が持てましたので、その後は希望して福祉の仕事を継続させてもらいました。高齢者対策、生活保護、障害者対策とか色々な仕事をしてきました。

少し早めに退職しまして、仕事の関係上で身体障害者福祉司という形で5年間勤務しますと社会福祉士の受験資格が得られるものですから、社会福祉士の資格を取りました。

そこで、社会福祉士の資格が得られたということで退職しました。成年後見という仕事が人手不足と聞いておりましたので、1年間を岡山パブリック法律事務所で成年後見の仕事をし、勉強してきました

その事務所は成年後見の仕事に熱心なところですよ。成年後見と云うところはなかなかお金にならないというところがありまして、弁護士事務所としては積極的に取り組むところが少ないです。岡山パブリック法律事務所は公設の施設ですから積極的に取り組んでおります。弁護士のほかに社会福祉士とか精神保健福祉士とかそういう人たちも採用しております。其処で勉強してきました。その後、平成20年に現在のNPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークで成年後見について実際の仕事をしております。



岡山城月見櫓

1. ひきこもりの事例では

福祉の仕事をして昭和60年ごろからして、今までにひきこもりの事例では、昭和62年ごろと思うのですが、民生委員さんから話があって、その家の息子さんがみえないので一度訪問してほしいという話がありました。役場の人と一緒に訪問しました。すると、その人は30歳前後と思われるのですが、家の奥の方におられました。鍵は掛けていなかったの、「今日は」ということで入って、居るのを確認しました。髭ぼうぼうで立ってられない状態で、これは大変だ！と病院で診察していただきました。結果は栄養失調です、緊急に入院しないとイケないと云うことで即入院しました。入院したのですが働けないものから、食べるものを食べていない状況でお金がない。それを如何するかは一般的には生活保護にする事だったんですが、このような状態になった経過はお父さんと2人暮らしだったんです。お父さんが一年ほど前に老人ホームに入所されたわけですね。お父さんは年金があり20万円近の十分な額でした。一緒にいる間はお父さんの年金で生活していたと思われるのです。老人ホームに入られるには年金を持って入られるわけですね。そうすると、今度は老人ホームが年金を管理するわけですね。息子さんにはたぶんお金が無い状態だったと思われそうです。外に出なくて働かないわけですから段々お金が無くなって食べるものが無くなったと云う状況ですね。

それで、その時はお父さんの年金から利用料を施設に支払うのですが、当時は介護保険が無く措置制度と云って、老人ホーム入所は行政処分として入所していた時代ですね。利用料は現在介護保険ですから1割という形ですが、当時は高い所得がある人は所得に応じて払って頂く、所得が少なくなるにしたがって払う方も少なくなる。非課税だと支払いはほとんどゼロという時代だったのです。

お父さんはたくさん年金があったものから、かなり高額の利用料の支払いをしていました。利用料の計算は収入から必要経費を引いた計算をするわけですね。

それで、息子さんもこの様な状態で入院したわけですから、これは病気だということで、その治療費が月に6万円とかが必要ですよということで、親から息子へ必要経費として出しましょうと云う形にして、お父さんの利用料を少なくしてまあ、何とか入院できたという事を思い出しました。

その当時からひきこもりはあったのですが、今ほど社会問題とはなっていなかったと思います。その後のフォローなど如何したかと思ひ出さないのですが、今から思えば医療機関とか保健所につないで、もう少し根本的なところに繋いでゆけば良かったのではないかと反省しております。

その後20年近く県庁で福祉の仕事をして高齢者・障害者の仕事をしましたが、今までにひきこもりの関係の支援は携わらなかったです。

前置きが少し長くなりましたが、今日のお話は成年後見制度という事ですね。成年後見制度の概略はパンフレットにあるとおひです。



岡山成石垣

2. 成年後見制度とは

全ての方の自己選択・自己決定の理念のもとに、介護保険制度・自立支援制度によって、高齢者・障がい者は、その選択に基づき介護・福祉サービス事業者と契約し、サービスを利用できるようになりました。

しかし、判断能力の不十分な方は、事業者やサービスをご自分自身で決定することは困難ですし、消費者被害を受けるケースも後を絶ちません。そして、核家族化の進展によって、高齢者・障がい者だけの世帯も増え、日常生活に不安のある方も多数おられます。

このような判断能力の不十分な方や日常生活に不安のある方を支援し、権利を守るために、成年後見制度が用意されました。

3. 成年後見制度施行

この成年後見制度は平成12年に施行されました。民法が改正されてこの制度ができたのですが、それ以前はどのような制度があったかといいますが、禁治産者とか準禁治産者とかの制度がありました。たとえば借金して困るとか、浪費して困るなどなどの人を禁治産者にして、浪費とか借金をしないようにしようという手続があったわけです。これはどちらかといいますと、本人よりはむしろ家族の被害を守ることが濃いような制度であったわけです。禁治産者・準禁治産者になりますと戸籍に載ります。戸籍を取り寄せますと禁治産者と書いてあるわけで、そういう制度であったわけです。平成12年に民法が改正されて成年後見制度ができました。それで成年後見制度には三つありまして、重い方から①後見、②保佐、③補助となります。これはそれぞれ細かいことがありますが後で資料に沿って説明したいと思います。

成年後見制度で成年被後見人(本人を被後見人と云います)になりますと、選挙権が無くなり、選挙に行けなくなります。これはデメリットです。保佐・補助は選挙権がそのままあります。成年被後見人・被保佐人になりますと、市町村によっては公務員になれない場

合があります。被補助人は公務員にはなれると思いますが、このようなことはデメリットとしてあります。



岡山城菊花展

4. 背景

成年後見制度は平成 12 年から施行されたのですが、その背景に 12 年度から介護保険制度が導入されました。その前は措置制度と云って、前に老人ホーム入所の事で説明しましたが、行政処分として老人ホーム入所、身体障害者の入所、その他のサービスを受けるのも行政処分として行ったわけです。行政処分とは本人の意思が無くてもいいわけです。行政が老人の方に対し家では生活ができないでしょう、老人ホームに入りなさいと云う形で行政処分を行っていました。ですから、本人の意思、能力などは一切関係なかったのです。介護保険制度ができてからは、「これは契約ですよ」となりました。たとえば、老人ホームに入るには老人(本人)と介護施設が対等な立場で契約を結ばなくてはならない。ところが、本人に判断能力が欠けている、認知症とか知的障害とか判断能力が欠けている人がいる、そうすると契約が結ばれないわけです。その前は家族が契約をする、とかしていたのですが、家族が契約を結ぶことは駄目で、本人たちでなくてはならないとなりました。それでは如何するか、困ったという事で本人に代わってそういう支援をするという事で介護保険制度と車の両輪という形で成年後見制度が発足してきたわけです。以前は禁治産者・準禁治産者の方は戸籍に記載されるという事だったのです。成年後見制度では戸籍には載りません。それではどうするか、何かで証明しようという事です。悪徳業者によって何十万円という高額な物を買わされたりして、それを取消すことを証明するために、戸籍に代わって法務局で後見の登記をするようになったわけです。後見登記簿に成年後見人、成年被後見人とか保佐人、被保佐人という形で記載されるわけです。それを持って行けば証明書になるわけです。法務局に行けば証明はとれるのですが、だれでも取れると人権侵害にもなり困ります。取れる人は親族の方、それに付いた後見人、保佐人、行政の関与とかに限られます。そういうことで介護保険制度と共に施行されたという事です。その前にも認知症・知的障がいの方だとかが、悪徳業者による被害も続出して強力な取り消しが必要と

なっておりました。そういうことの背景がありまして成年後見制度が出来たわけでありませう。

5. 被害の事例

20年ほど前に私の家の近くに認知症の方のお婆さんがいました。北海道の原野の荒れた土地を売りつける業者がきまして誠に親切にお婆さん肩でも揉みましようとかか世間話をして儲かりますよと言って北海道の原野商法といって一文にもならない土地を何百万円で売りつけた事が現実になりました。色々なことで被害に会うことがあります。

実は、一番被害に会うのは親族ですね、むしろ子供が親の年金を吸い上げてしまつて施設料とか利用料を何十万も滞納してしまつている。そのようなことがよくあります。それから、今云いました原野商法の被害に会つたお婆さんの事ですが続きがあります。そのお婆さんは資産家のお家だったので。一人で暮らして立派な家もあり、そこに住まわられていたのです。原野商法の被害は数百万だったのですが実は甥という人がいましてこの人が事業をしまつた。事業の連帯保証人として、お婆さんに此処に名前を書いて判を押してくれと頼みました。お婆さんはよく分からないのでハイハイと押してしまつたのです。甥は事業に失敗して破産してしまつたのです。お婆さんは連帯保証人ですから家屋敷から全部無くなつてしまつました。お婆さんは行くところが無くなつて病院に入つてしまつました。病院施設で亡くなつてしまつました。ですから結構親族から受ける被害というのがよくあります。額はその方が大きいという事があります。

我々のNPO法人が成年後見人になりますけど、このように子供が親の年金を取り上げてしまつたとか財産を使い込んでしまつたとかのケースが結構あります。最近は問題になっておまして、高齢者虐待の範疇ということで社会問題になっておます。



岡山城天守閣

6. 成年後見人の手続

その手続ですが、そのような人がいれば、どのような手続きをするかと云いますと、申し立ては家庭裁判所に行います。誰が申し立てを行えるかと云いますと、四親等内の親族ができます。四親等といいますと配偶者、子供、親、兄弟、甥、姪までの親族が行えます。申し立ての費用は申立人が負担するという事です。誰も親族が居ない、居ても疎遠で申し立てまでできない。息子は居るのだけれども高齢者虐待など親の年金などを使い込んでいる場合は子供から申し立てするわけはありません。このように親族の申し立てができない場合市町村が申し立てする、市町村申立制度があります。

A. 後見人に誰がなるか

成年後見人は誰がなるのかということですが、多いのは親族、親の場合は子供とか配偶者が多いです。8割から9割が親族の方がするという事です。子供が知的障害で親がするという事は有るにはあるのですが難しいところがありまして、というのは多くの場合子供より先に親が亡くなる。だから後見人についても年上の方が付くとその問題が出てきます。ですから、そういう親族では無理だと、また親族間で紛争があり相続問題でもめそうだとかそう云うことになるので難しい。親に子供が何人かいて、どうも将来もめそうで子供の誰かが反対するという事になれば、本来ならば子供が後見人に成ればよいのですが、兄弟が争いをするので駄目だと異議をとなえらるとなると、子供が後見人になるわけにゆきませんので、そのような場合は第三者が後見人になります。第三者といっても知り合いに居れば良いのですが、いない場合は弁護士、司法書士とか専門職が後見人、又は保佐人に付きます。専門職でも自分より年下の人への対応は難しい。例えば60歳の方が20歳くらいの人の後見人になるという事はまず無理です。後見人の方が先に亡くなるという事になりますので。このような場合には法人後見として例えば、NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークが法人として後見人に就任するというかたちですと、この問題はクリアできます。法人ですから実際は担当者が訪問したりします。その担当者がくたびれると次の担当者に代わるという事です。そういう意味で法人後見として有効に機能していることです。

手続①

申立は家庭裁判所に行う。四親等内の親族が申立し、申し立て費用は申立人が負担する。親族が申立できなければ市町村が申立する。

「成年後見人」は親族が付くことが多いが、親族が出来なければ専門職の第三者が行う。しかし、専門職でも自分より年下の人には対応困難で、法人後見が有効に機能する。

B. 後見人の事務報告・報酬

後見等事務ですが家庭裁判所に定期的に報告しなければなりません。一か月報告と一年に1回は定期報告を行います。定期報告は財産上の中身を把握する場合は財産目録、収支報告書など、そしてその裏付けとなる預金通帳の写しとか領収書等付けて報告を行います。

手続②

後見当事務の報告は家庭裁判所に行い、「1か月報告」と1年に一回の「定期報告」がある。財産目録、収支予定表、収支を裏付ける資料（預金通帳の写し等）を添付する。

家庭裁判所はその報告に基づいて事務チェックを行います。これは後見監督といいますが、これは成年後見人が使い込みなどしたらいけませんので家庭裁判所が厳重にチェックしましょうという形です。ときどき後見人が使い込みなどをして新聞上に載り問題になることが全国的に見ればあるという事です。

手続③

家庭裁判所は報告に基づき事務をチェックする「後見監督」

C. 成年後見人への報酬

家庭裁判所に定期報告の時に報酬付与の申し立てをします。そうしますと、裁判所が活動内容、本人の資産、収入、支出等を考えて報酬額を決め、本人の財産から支払われます。

額はいくらかという事ですが後見人が行った仕事の量と、質と、本人の財産との兼ね合いによって裁判所が決定する。では、具体的にいくら位かというと、今までに私もNPO法人が4年間ほどの仕事の中で一番少ないのは年間六千五百円、一番高かったのは二百万円です。二百万円と云うのはお金持ちの方で非常に作業をしたり財産の関係の保全で裁判所に行ったりして、この場合は特殊な例です。平均すれば二十数万円が多いのではないかと思います。報酬というのはこのような程度の額です。

仕事は本人の財産管理と身上監護です。身上監護の仕事は、本人の状況を看ながらこの人にはどの様な監護が必要かなど適切なことを考えてゆくような仕事をしてゆきます。

手続④

成年後見人等への報酬は、家庭裁判所に報酬付与申立を行い、家庭裁判所が決定する。

後見と成りますと本人に代わって財産管理などを行います。そうすると、通帳などは全部預かります。後見が始まるまでは本人が銀行のカードでお金を引き出したり、窓口で登録印を押して引き出したりできるのですが後見が始まりますと出来なくなります。

預金の通帳は預かって名義を書き換えます。本人から私どもの場合では後見人NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークの名義になります。印鑑はNPO法人の実印になります。ですから、後見が始まりますと本人の名前では下せません。家族の方が本人の銀行カードを持っていて引出したいと思ってもできなくなります。引き出す場合には後見人が銀行へ行って引出し、必要な支払いをするということになります。

7. 保佐・補助について

保佐・補助の場合には自動的に財産管理は基本的にできません。本人が納得したうえで代理権を付けてもらって初めて出来るわけです。代理権を付けたうえで初めてそういう仕事ができるわけです。補助などで一番困るのが軽い方は能力が有るわけです。財産管理もできるわけです。ところが、年金などが出たら次の日に全額引き出して二か月分の生活費を一週間ほどで使ってしまう、後はお金が無い。だから補助の申し立てする訳ですが能力があるものですから本人に「あなたはこんなに使ってはいけないので代理権を付けて当方に管理させてほしい」ということで同意の後、NPOの方で管理する訳です。ところが補助ですから被補助人の場合には自分で口座の開設もできるわけです。本人が銀行に行って口座の開設をし、社会保険事務所に行って自分の管理している通帳の方に年金振込口座変更の届をして勝手に変えてしまう。後見人は年金が出たので降ろしに行くと金がなく降ろせない。本人の自由に降ろせる口座に入っていて、もう自分で降ろしている。このような困った人もおります。保佐・補助と云うのは本人の意思が働きますから・・・基本的には後見人は全て、保佐・補助が代理を受ければ財産管理も本人に代わって行うという形になります。

本人の能力が回復する場合、本人の能力が回復するか、亡くなられたならば後見の業務は終了します。終了したならば後見人は終了報告を家庭裁判所に出して、もし財産が残っておれば本人に引き渡し、亡くなっておられれば相続人へ引き渡して業務の終了という形になります。

手続⑤

本人の能力が回復するか、死亡すれば任務が終了する。終了報告し、財産は相続人等に引き渡す。



岡山城石垣積み方の違い

8. NPO 法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークの体制

当法人は、法人として成年後見人を受任しています。財産管理担当者1名（弁護士がなっている）と身上監護担当者1名（社会福祉士とか行政書士）の体制で後見業務を行っております。現在約200件受任をしています。

担当者は会員である弁護士、税理士、行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、精神保健福祉士等の専門職である人が担当している、将来的には市民後見人に依頼することも検討しています。

A. 市民後見人について

市民後見人は今、岡山県社会福祉協議会で養成しています。これは、もう始まっており10月24日から12月12日迄まで7日間講義がありまして定員は150人で120人ほど出席していて非常に盛況です。7日間受講しますと一般市民の方も後見人に成ることもできます。皆様方で興味のある方は市民後見人として応募できます。今年は始まっていますから来年度になります。岡山県社会福祉協議会へお問い合わせいただければと思います。山陽新聞に載っておりましたが、和気町がこういう制度を先行して養成を行っております。実際に和気町の方が後見人に選任されたということがありましたので。今後は増えてゆくのだらうと思います。ただ、市民後見人の方が受ける場合、財産の多い方で判断が難しいような場合と、精神障がいなどで支援に専門の知識が必要だと云う場合には難しいと思いますので、市民後見の方は障がい軽度の方がいいのではないかと思います。

B. 岡山高齢者・障害者支援ネットワークの行っている事例など

当NPO法人が後見人に付く場合は専門職が付くわけですから非常に困難なことが多いです。今、言いましたように精神障がい者の方とか広汎性発達障がいの方・非常に専門的な対応が必要な方、高齢者虐待とかで親族間の対応が難しい方、相続でもめていて相続人の調整が難しい方等、そういうケースを主に担当しております。なかには後見人に親族の方が付かれて、その方が財産を使い込みしたという事で受けている事案もあります。

親族の方が受けられると、どうしてもお金というのは、例えば、子供が親の後見人になると家庭全体で考えてしまって、親の年金から家中の食糧費を買って家庭裁判所の報告書に本人が食べそうもないものも年中買っていると記載して、如何かな？という事もあって、そういうことが親族になると難しい、そうなる後見人を親族から第三者に代わって欲しいとの話もあります。家族の借金などもありまして色々な問題が親族後見の場合には有ります。

最近テレビでNHKなどが無縁社会の特集をしております。何週間も見ないうちに変な臭いがすると調べたら孤独死されていた、そういう事例が多いわけです。民生委員さんも訪問したりしているのですが、そんなにしょっちゅう訪問できない・・・こういう方は本人がその気にならないと難しいのですが、市民後見人・保佐人・補助人が付いて訪問することが今後は必要になるのではないかと思います。誰も訪問しないという事は孤独死という問題も出てきます。我々のNPO法人で関わる場合、病院施設等な

らば月1度程度の訪問でよいのですが、在宅の方はなかなか難しいです。後見の方で年間60回くらい訪問している人もいます。60回も訪問すると沢山報酬を貰われると思われるでしょうがその方は、ほんの少ししか貰っていない。報酬を家庭裁判所から、例えば10万円貰ってくださいといわれてもそれを貰うと本人は生活が出来ない事が結構ありまして、そのような場合には一銭も貰っていません。そのような事例も結構あります。社会的にこの様な支払えない人が多いですから、こういう制度が必要なのだと思います。中には親族の方で子供さんがいない、兄弟も死んでいて甥姪はいる、だけど全然繋がりが無い。そういう方が亡くなるわけです。葬儀を行うことが、そのような方はできません。補佐・後見の業務は亡くなった段階で終了して葬儀などはする必要はありませんが、誰も葬儀する人が無ければ仕方なしに被後見人の死亡届を後見人であるNPO法人が親族の代わりに出して葬儀の許可を貰って葬儀を行い、骨まで拾いまして骨壺は岡山市の無縁仏へ納める、そして終了するという事案も結構あります。今、我々の法人が約200件の後見事務を受けています。200件と云いますと全国のトップクラスです。そういう意味で岡山県は進んでいるということになっています。

C. 少しほっとした事例

少し横道に入りますが、先日60年間精神病院に入院されていた人が亡くなられました。大学を出てから23歳頃より83歳頃まで60年間です。兄弟の方は亡くなられていて唯一ご長男の奥さんだけが80歳を過ぎて岡山県には居られないのですが面倒を看ておられた。連絡しましたら、この義理のお姉さんも入院されていて岡山に来られないとのことで我々が後見人となっておりますので、これは仕方がないな、葬儀をしようとしていたのですが、戸籍をとりましたら岡山市にほかの兄弟の方の子供（甥）さんがおられました。岡山市でするのでその甥ごさんはその方のことを耳にはさんでいておられて、連絡したら、その人の事は知っていますよ、ということになった。その様なことでしたら、いろいろとお世話になりました。こちらで葬儀・埋葬の方は行いますということになりました。よかったというか、無縁仏などにならなくて先祖代々のお墓があって、そこに埋葬されてその意味で良かったなあと感じております。そういう方もおられました。我々が後見人になりましたのは最後の2年間ほどだったんですが、60年間も入院して病院で生活されて、その人の人生はどうだったんでしょうかと私どもは思ってしまいました。こう云う事例がありました。

9. 他の法人後見人

あと法人後見として行政書士の団体が立ち上げた岡山成年後見サポートセンターというところがあります。ここは現在十数件受任していますが、今後は増えてゆくと思います。県北では真庭市にもNPO法人があります。最近どんどん出てきているのが知的障害者施設で親の会が設立している法人があります。これは子供の世話を親がしているわけです。親の方が先に亡くなるわけで親亡き後困る。では、誰が子供の面倒を見るということ。兄弟の子供が見てくれれば良いのですが、なかなかこれも限度がありますし、どのように

なるか分からないという事で親ごさんが危機感を持ち、親の会が NPO 法人をこしらえるということが最近出てきております。旭川社の NPO 法人ゆずり葉の会、玉野市の障害者の施設のひまわり園、倉敷市の のぞみ園、このようところが最近ですが NPO 法人を作って後見人になって面倒をみてゆこうという形が最近多く出てきております。

10. 高齢者・障がい者何でも相談会の紹介（定期開催）

次はチラシの案内ですが、「高齢者・障がい者何でも相談会」の案内です。この会は我々の法人が行っているわけではないのですが関連しております。

高齢の方や障がいのある方が安心して地域で生活できるように、法律や福祉などについて質問や相談を受け付けています。

毎日の生活の中で、法律や福祉について困っていること、悩んでいることはありませんか。

*主催は高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会（TEL070-5042-9253）です。

***毎月第一土曜日の 13 時から 16 時まで**（祝日の場合には第二土曜日）*無料で*事前の予約なし*相談の時間制限なしで行っております。

***会場：きらめきプラザ 2 階 ゆうあいセンター**（岡山市北区南方 2 丁目 13-1）

***専門の方が相談を受けます。** 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会保険労務士、税理士、建築士、介護保険支援専門員等の人が毎回来られて相談を受けます。



後楽園井田

1 1. 成年後見制度細かい説明

細かいところを配布のパンフレット（成年後見制度：財団法人リーガル・エイド岡山）によって説明しますが前に話して重複する場合は省く場合もあります。ご了承ください。

A. 法定後見制度①成年後見 について

対象は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある者（民法第7条）を対象とするとありますがどのような方かと云いますと買い物もまともにできないような人が対象です。

B. 後見人は何をしてくれるのか

ア. 取消権

成年後見人には、成年被後見人が行った行為について取消権が与えられています。これは、前に説明しましたように悪徳業者に被害に会う方が多いですから、20万とか30万のような必要のない商品を被後見人が買ってしまったような場合後見人が業者のところに行って、この人は被後見人ですから買う能力はありません。これは取り消します。お金を返してくださいという請求ができます。

これは日常生活に買うような商品は除かれます。高額な商品の場合のみです。スーパーでオカズを買ってきたような場合は取消しできません。

イ. 代理権

財産に関する法律行為は全面的な代理権を有しております。ですから、預貯金、保険契約、証券、株券などについて代理権を有しております。

ウ. 財産管理権

成年後見人は、成年被後見人の財産について全面的な管理権を有しております。よって、本人に代わって財産管理を行います。

エ. 身上配慮義務

成年後見人には、成年被後見人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活に配慮する義務があります。このことは本人の意思を尊重するにしても程度にもよりますので、本人の意思が全く言えないような場合には生活してきた状況から、こうではないかなあと推測して行うということもあります。成年後見人が直接風呂に入れたり介護をするということではありません。そういう必要があればヘルパーさんに依頼するとか、デイケアを利用するとか、在宅では難しいので施設に入所の契約をするとか、そう云う意味での配慮をすることです。

C. 法定後見制度②保佐 について

対象は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者（民法第11条）。後見よりは軽くて簡単な買い物は一人できるのですが、高額な買い物はできないので相当な支援が必要というような方です。例えば500円渡して牛乳、パンとお菓子を買ってきてほしいと言えば、その様なことは出来るという方です。そのように理解していただければと思います。

D. 保佐人は何をしてくれるのか

保佐人には重要な法律行為（民法 13 条 1 項所定の行為）について「同意権」が与えられます。「同意権」の追加付与を求めることもできます。

ア. 同意権（同意が必要な行為）には9つあります。

- ①貸金などの元本を領収すること、これを利用すること
- ②借金すること、保証すること
- ③不動産その他の重要な財産に関する権利を得ることや失うこと
- ④原告として訴訟行為をすること
- ⑤贈与すること、和解すること、仲裁契約をすること
- ⑥相続を承認すること、相続を放棄すること、遺産分割をすること
- ⑦贈与を断ること、遺贈を断ること、贈与を受けること、負担付遺贈を受けること
- ⑧新築、改築、増築、大修繕をすること
- ⑨土地について5年を超える賃貸借をすること、建物について3年を超える賃貸借をすること

このような行為は同意権が与えられますので被保佐人がこの様な行為をしますと取消ができるわけです。これは追加もすることができます。消費者被害が心配だという場合には5万円以上の買い物をする場合にこれを付ければ**同意を得ずに買い物をすれば取り消すことができます。（取消権）**

イ. 代理権

本人の同意が得られれば代理権も認められます。例えば、本人に通帳を管理させると年金をすぐに出してしまって困るという場合には、それを代理して保佐人が通帳を管理することもできます。このような場合には被保佐人の同意がいる。同意が無ければなりません。ここが成年後見と違うところです。成年後見は同意はいりません。

ウ. 身上配慮義務

保佐人には、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮する義務があります。このように、身上配慮義務は先に述べました成年後見の身上配慮義務と同じです。

E. 法定後見制度③補助 について

対象は精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者（民法第 15 条）

例えば、高額な商品を一人でも買うことができるかもしれないがやや不安があり補助人の援助があったほうが安心であるというような方です。テレビを買いたいのだが、5万円ほどかかり色々な機能が付いていて一人では難しい。誰か一緒に買いについていってくれたらなあ、というような人が対象です。

F. 補助人は何をしてくれるのか

ア. 同意権

補助人には、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）について「**同意権**」が与えられます。但し、本人の同意が必要です。保佐は本人の同意が無でも同意権があったわけですが、補助は本人の同意が無いと同意権ありません。同意権が与えられれば**補助人の同意を得ないで行った行為は取り消すことができます。（取消権）**

イ. 代理権

それから本人の同意があれば代理権も与えることができます。

本人に代わって契約などの法律行為をする権限です。補助人には、申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の行為」について「**代理権**」を与えることができます。但し、本人の同意が必要ですし、全面的な代理権は付与できません。

ウ. 身上配慮義務

補助人には、補助の事務を行うに当たっては、被補助人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮する義務があります。

このように、身上配慮義務は先に述べました保佐の身上配慮義務と同じです。

エ. 被補助人の支援において

被補助人は買い物も一人でできるわけですから能力が高いということではなかなか支援が難しいです。本当はこの人には代理権が必要なんだけども思っても本人が要りませんとなると、なかなか十分な支援は難しくなってきます。我々が補助人になっている広汎性発達障がい、アスペルガーそういう方は意識が高くして就職や、アルバイトをするのですが支援はなかなか難しい。自分は出来ると思っているのですから。補助人としての件数は少ないのですが対応が難しい例が多くみられます。



後樂園鹿池軒より延養亭

1 2. 成年後見登記制度って、どんな制度？

A. プライバシーの保護と取引の安全の調和

成年後見登記制度は法務局で戸籍に代わって後見登記をすることが必要になってきます。どうして登記が必要かと云いますと取引の安全の要請と云うことです。

後樂園鹿池軒より延養亭

B. どうして登記が必要なの？ 取引の安全の要請

この登記制度で登記されていないことの証明書を発行してもらうこともできます。取引相手の能力に不安を感じた場合には、この証明書の提示することによって、安心して取引ができることとなります（取引の安全）。

C. 誰が「登記事項証明書」を請求できるの？

プライバシーの保護の観点から、「登記事項証明書」を請求できる人は限定されています。*本人・成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人・本人の配偶者・四親等内の親族・本人から依頼を受けた代理人(委任状が必要)・(成年被後見人の場合には本人が委任する能力もない場合が多く難しい)・職務上必要とする公務員等

D. 誰が登記をするのですか？

①家庭裁判所がします。

*法定後見（成年後見・補佐・補助）開始などの審判がなされたとき*任意後見監督人の選任の審判がなされたとき

②公証人がするとき

*任意後見契約の公正証書が作成されたとき

E. 登記事項証明書の入手方法は？

交付請求事項証明書を近くの法務局か法務省のホームページ等で入手して、必要事項を記入して、必要な登記印紙(手数料)を貼って、近くの法務局・地方法務局の戸籍課もしくは東京法務局後見登録課に請求してください。

F. 手数料(登記印紙代)

*登記事項証明書 1 通につき 800 円

*登記されていないことの証明書 1 通につき 400 円

1 3. 申立手続の流れと費用

申立て手続の流れとしては、当初相談→申立書式受領→診断書を入手→必要書類を入手→相談→申立書作成→申立→精神鑑定費用の予納、となります。

(説明有りましたが細かいので省きます。パンフレットご覧ください。)

費用は後見で下限概算 ¥67,140－上限概算で ¥233,090－保佐で下限概算 ¥68,180－上限概算で ¥235,730－補助で下限概算 ¥18,180－上限概算で ¥135,730－(冊子より)申立手続は個人でもできます。下限の費用は自分で書類を整えた場合です。戸籍とか登記簿とかの請求に時間がかかりますが、動ける方は自分で出来ます。しかし、勤務

間内に行うとなれば難しい人もいます。これを専門家に頼みますと 20 万円以上掛かるというようなこととなります。

1 4. 任意後見制度について

A. 任意後見制度って、どんな制度？

今までの云いました後見、保佐、補助は法定後見と云い法律で決まった後見制度です。任意後見制度は、現在、判断能力が十分にある方が、将来に備えて利用する制度です。自分の選んだ人(後の任意後見人)に、後に自分の判断能力が不十分になった場合の財産管理と身上監護の事務の全部または一部について代理権を与えるという「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。このような制度が任意後見制度です。任意後見の受任者は誰がなっても良いです。親族、親戚のしっかりした若い人、息子に頼もうとかと、又は専門家の弁護士などに頼もうとか司法書士に頼もうとか行政書士に頼もうとかかそういう方に将来的に依頼する。手続ですが、公正証書を作らなければなりません。公正証書は公正人役場に行って作成をします。公正人役場は岡山、倉敷、笠岡、津山など（パンフレットに記載あり）。

B. 「任意後見契約」はいつから発生するの？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、本人の判断能力が不十分な状態になった場合に、「申立のできる人」の申立てによって、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任することによって効力が発生します。本人は、任意後見監督人の監督の下で任意後見人による保護を受けることになります。この時の本人の判断能力は、法定後見でいえば、少なくとも「補助」の要件に該当する場合です。

C. 家庭裁判所に申し立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者の方ができます。本人以外の方が申立する場合には、本人の同意が必要です。ですから、本人がどうも自分はおかしくなったなら、頼みますということになります。本人が意思を表示することができない場合には、本人の同意は不要です。

D. 任意後見人は何をしてくれるの？

任意後見人は、任意後見契約に定められた生活・療養看護及び財産管理の事務について与えられた代理権を行使して、生活・療養看護及び財産管理を行います。欠点は同意権・取消権はありません。よって被害に会っても取り消すことは出来ません。代理権はありますので、いちいち細かく書いてゆかなくてはなりません。財産管理ですと、預金の管理、年金の受取、保険契約、不動産その他の重要な財産の売買、契約や賃貸契約の締結、遺産分割など・・・生活・療養看護ですと介護契約、施設入所契約、医療契約の締結など・・・いっぱい書いてゆかなければなりません。思わぬことも出てきます。よって、任意後見契約には限度がでてきます。

E. 法定後見制度と任意後見制度との関係は？

自己決定を尊重するという考えから、本人が自分の受ける保護のあり方を契約で定

めた任意後見契約による保護を優先します。

ただし、本人の意思を尊重するといっても、任意後見契約に定めてある代理権の範囲が狭かったり、本人について、同意権・取消権による保護が必要になったりした場合は、一定の申立により、家庭裁判所が本人のために特に必要であると認めるときに限り、法定後見を開始します。

ですから、将来私は認知症になりそうだと頼りになる親族もいないし、どうしようかなという場合には誰かと任意後見契約を結んでおれば一応安心できます。これで行って、どうしても対応できなくなったら法定後見にかえてゆくということです。それをまとめたものが次の成年後見制度一覧です。法律的なことで難しいかもしれませんが、このようになっておりますので。将来的に利用されるような場合には役に立つと思います。パンフレットをご覧ください。



後楽園井田収穫風景

成年後見制度に関するお問い合わせは・・・

お問い合わせ先	電話番号	役割
岡山弁護士会	Tel086-223-4401	法律相談全般の総合受付です。
財団法人リーガル・エイド岡山 高齢者・障がい者支援センター	Tel086-223-7899	この冊子を作ったところです。弁護士会が作っています。
成年後見センター リーガル・サポートおかやま	Tel086-226-0470	司法書士会の会です。司法書士が相談に応じます
岡山県社会福祉協議会	Tel086-226-4145	初期相談に応じ必要において紹介
岡山県社会福祉協議会ひまわり 相談センター	Tel086-222-8618	毎週金曜日 13:00~16:10 相談は予約受付
高齢者・障害者権利擁護ネット ワーク懇談会	Tel070-5042-9253	毎月第一土曜日定期相談会を開いています。高齢者・障がい者支援

家庭裁判所一覧表

機 関 名	住 所	電 話 番 号
岡山家庭裁判所	岡山市北区南方 1-8-42	Tel.086-222-6771
岡山家庭裁判所倉敷支部	倉敷市幸町 3-33	Tel.086-422-1038
岡山家庭裁判所新見支部	新見市新見 1222	Tel.0867-72-0042
岡山家庭裁判所津山支部	津山市椿高下 52	Tel.0868-22-9326
岡山家庭裁判所玉野出張所	玉野市宇野 2-2-1	Tel.0863-21-2908
岡山家庭裁判所児島出張所	倉敷市児島小川 1-4-14	Tel.086-173-1400
岡山家庭裁判所玉島出張所	倉敷市玉島 1-2-43	Tel.086-522-3074
岡山家庭裁判所笠岡出張所	笠岡市笠岡 1732	Tel.0865-62-2234

近くの家庭裁判所に行かれば良いと思います。

以上のようなこととなります。

文責・花谷

(KHJ)の「第6回全代研・東京大会」出席のため、草野氏のお話がお聞きできませんでしたことを大変残念に思いました。それと共に、今日の世相にも触れられた草野氏のお話を読ませていただき、このような勉強もしていかなければならないことを痛感いたしました。草野氏への感謝と共に、草野氏のみますますのご活躍を祈念して、感謝の言葉と致します。有難うございました。(川島)



後樂園唯心山

第6回全代研・東京大会報告

第6回全代研・東京大会が、2010年11月13日(土)・14日(日)に、日本教育会館において開かれ、次のようなく東京大会宣言>が採択されました。奥山雅久代表は病床より立ち上がり、声を振り絞りながら、次のような大会宣言を大きな声で読み上げ、満場の拍手を得ました。

1. 新ガイドラインを学び・理解し、さらに「ひきこもり」問題に対する包括的、具体的な支援課題の強力な展開を要望する。
2. 新しい法律や諸制度に“「ひきこもり」の遷延化に伴う生き難さ”への包括的支援が反映されることを強く要望し、見守る。
3. “家族や家族会とそのネットワーク”の存在意義を訴えると共に、協働の認識をもって公的な施策には積極的に参画する。
4. 「ひきこもり」支援に対応する保健、医療、福祉の人材育成や社会的な資源の柔軟な運用、充実を求める。
5. 以上の課題を官民協働で推進するために必要な財政的支出を強く要望する。

そして、内閣府が超党派的に推し進めてきた「障がい者制度改革推進会議」の成果として「子ども・若者育成支援推進法」がこの4月より施行され、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」が提示されました。その一方で厚生労働省では、「こころの健康政策構想会議」を組織し、その答申に基づき、その延長線上で「こころの健康政策構想実現会議」(事務局長・東京都精神医学総合研究所内、西田淳志精神科医)を組織しました。その会議はこころの健康に関する基本法の制定を呼びかけています。その呼びかけに呼応じて、KHJ親の会もその100万人署名を実現していくべく、組織を挙げて取り組むことになりました。

この100万人署名は「国民の生命や健康に最も甚大な影響を及ぼしている精神疾患について、それにふさわしい高質かつ効率的な精神保健医療を、当事者・家族・国民のニーズに基づいて実現することを目指し、その基礎となる法律の成立を目的」としています。

皆様も是非この署名活動に参加され、一人でも多くの署名をお願いすべく、ご尽力くださいますようお願い申し上げます。

後樂園中の島と由加神社



菅原裕介さんの推薦図書

●「うつって、“幸せ病”じゃん！（ママ）心のクスリの、見つけ方」大貫さや香、147p
本体 1000 円 文芸社 2009 年 7 月、この本の「実質」は詩集ですが、全部で 10 章の冒頭部分には、解説の文章が登場します。また、その文章の前には直筆と思われるローマ字式の署名入りのイラストが登場しているのも印象的です。そしてこの作品集の内容を読者一人一人がじっくりと読み取とついでいく事を願っています。

●「こころの元気プラス」44 号(2010 年 10 月) <気持ちがわかる接し方>、中村ユキ、高森信子、若林菊雄、出梨宗治ほか、B5・64p、480 円 NPO コンボ)、この号でまず注目されるのは、以前に紹介した中村の項「心の病気ボタンは、(後略)」です。また彼女はこのほど有名出版社から本を出しました。そしてこれも以前に紹介した「ゼンセイネット」の事務局長です。

●「うちの子に限って！？子どもの心の病気を知る本」、宮田雄吾、中村ユキ、A5・231p
本体 1400 円 学研教育出版、2010 年 10 月、この本で注目されるのは上記の中村と宮田の合作であるということです。その絵本については、医療ルネサンス・精神疾患の早期支援「2」、内容面ではデイケアや作業療法等の掲載あります。そして、ACT(221 ページ)への言及が注目されます。なお、この本は「厚生労働・科学研究」の一環であるためか、処方薬や支援団体の名称が一切登場しません。さらに、ACT については、「こころの元気プラス」41 号(2010 年 7 月)に特集が掲載されています。

●「こころのサポート」第 2 号 (2010・Winter)、千葉麗子、加藤進昌、野田隆政、西出瞳ほか、A4・100p、800 円、メディカル・パブリッシャー、

<http://www/medicalpub.co.jp>, www/kokoronosupport.com TEL 03 - 3230 - 3841

2010 年 11 月

この号で、注目されるのは次の二か所です。まず、「千葉麗子の、インテグラル・ヨーガ」と、「こころに、潤い」です。前者は、今号からの誌上講座の初回であり後者は、リレーエッセイの方式の初回にあたります。特に後者は以前に紹介しましたが、視野を広げ

るという意味で意外にも重要と思われれます。なお、ホームページの中には取り扱い店リストがあります。ぜひ一度、手にとつて頂けることを願っています。



写真：点字ブロックです。岡山が発祥の地です



支部活動等の予定

○「NPO 法人津山・きびの会」

定例会（第2火曜日）、居場所活動（第2以外の火曜日）、就労支援活動（木曜日）、学習会、カウンセリング（金曜日）、相談活動（土曜日）、第2土曜日パソコン教室、最後の土曜日・10時よりヨガ教室、定例会の場所と時間 成道寺（津山市西寺町18）13:30～16:00 その他の場所と時間 トトロの家（津山市野村92）13:30～16:00

津山市との協働事業として、11月7日（日）にグリーンヒルズ津山リージョンセンターで”映画「アンダンテ～稲の旋律～」上映会”を行いました。小説『稲の旋律』の作者・旭爪あかねさんの講演会も、2回の上映会を挟んで行われました。

チケットは500枚程売れました。入場者は430人程で、会場が一杯になりました。
連絡先 川島・三（0868-23-3294）、携帯（090-7541-5263）

○「東備・きびの会」

石橋宅で、第2・第4金曜日（祭日は休み）、14時から17時まで、集まっています。「ひきこもり相談会」もやっています。相談希望者はお気軽にお立ち寄りください。

連絡先 石橋洋子 携帯（090-2807-7418）

○本城先生「希望を見出す学習会」の予定（津山会場）

場所 成道寺（津山市西寺町18）

日時 12月の予定 15日（水）、28日（火）、10時～12時

1月の予定 18・25日（いずれも火曜日）、10時～12時

連絡先 服部純子（成道寺 0868-22-3981）

○本城先生「希望を見出す学習会」の予定（岡山会場）

場所 「きらめきプラザ」2Fの「ゆうあいセンター」交流室

日時 12月の予定 17日（金）・22日（水）、14～17時

1月の予定 12・26日（いずれも水曜日）14時～17時

連絡先 坂本光子（086-421-3796）或は（050-1268-3796）

○参加費は津山/岡山共に 2000円、本城先生は、その他に、有料の個人カウンセリングも行っています。希望者は先生に直接お申し込みください。個人カウンセリングの料金に関しては、別途、先生とご相談ください。



岡山城二の丸対面所跡に建長屋門 林原美術館

「KHJ岡山きびの会」12・1月行事予定

「月例会」以外はすべて上之町ビル4Fにて行っています

	日	月	火	水	木	金	土
1 2 月 度	5	6	7 居場所 萩尾勉強会	8 居場所	9	10 居場所	11 居場所
	12月例会	13	14 居場所	15 居場所 西家族教室	16 PC教室	17 居場所	18 居場所 松田相談日
	19	20	21 休日	22 居場所	23	24 居場所	25 居場所
	26 役員会	27	28 年末休み	29 年末休み	30	31 年末休み	1 正月休み
	2	3	4 正月休み	5 正月休み	6	7 居場所	8 居場所
1 月 度	9 月例会	10	11 居場所 萩尾勉強会	12 居場所	13	14 居場所	15 居場所 松田相談日
	16	17	18 居場所	19 居場所 西家族教室	20 PC教室	21 居場所	22 居場所
	23 役員会	24	25 居場所	26 居場所	27	28	29
	30	31	/	/	/	/	/

月例会 原則第2日曜日、きらめきプラザ2F・ゆうあいセンターにて、13～17時

役員会 原則第4日曜日 12月は26日、役員の方以外でもどしどしご参加ください。

西家族教室 13:30～16:00 西 紀子先生指導、原則毎月第3水曜日、会員は参加費無料

居場所 年末年始とお盆と祝日は休み。総括責任者 原田、山本、平井 (086-222-8686)

火・水・金は11時から16時まで、火曜日は、萩尾(086-264-5183)17時過ぎ、水曜日は、平井(086-222-8686)10時～17時、金曜日は、阿部(086-262-2743)19時過ぎに、詳細をお尋ねください。土曜日は13時から18時まで、詳細は花谷(080-1908-3861)までお尋ねください。利用料は頂いておりません。

松田相談日 松田勝先生相談日、原則第3土曜日、9～18時、定員8名、予約先・榎谷(086-262-9335)、カウンセリング料・会員は1時間3000円

萩尾勉強会 萩尾寛江先生選択理論勉強会、原則第1火曜日、14～16時、問い合わせ先/原田(0869-22-1711)、参加料500円 11月よりまた第一火曜日に戻りました。

PC(パソコン)教室 原則木曜日月一回、13:30～16:00、ワードとエクセルを中心にして練習します。詳細は花谷(080-1908-3861)まで。今後の予定は です。

今後の月例会の予定 1月、2月、3月、4月、5月、6月(第2日曜日)の月例会の場所も「ゆうあいセンター」予約済み。

平成12年9月20日第3種郵便物認可 (毎月25日発行) 平成22年12月30日発行 OSK増刊通巻1230号
 発行所 岡山障害者団体定期刊行物協会 702-8025 岡山市浦安西町74-9 脇 妙子 (TEL086-263-7537)
 (定価100円は会費に含まれています)